

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

浦安市教育委員会教育長 船橋 紀美江



教育委員会規則第8号

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和4年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「承諾書」を「学校給食申出書」に改める。

第6条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 第6条の2若しくは第6条の3の規定による届出があった場合、又は月の途中からの転入等の事由において、当該月の学校給食の数の合計が10食以下の場合

第6条第2項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

第6条の次に次の2条を加える。

（学校給食の停止等）

第6条の2 学校給食費負担者は、当該学校給食費負担者に係る児童又は生徒が次の各号のいずれかの事由に該当する場合において、当該児童又は生徒への学校給食の全部を停止させようとするときは、学校給食（停止・再開）届出書（別記第2号様式）により、当該停止をさせようとする日の3日（浦安市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、その旨を校長を經由して教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 児童、生徒等の疾病、負傷等により、当該月の学校給食を連続して6食以上受けることができないとき。
 - (2) 市が学校給食を実施する学校以外の学校に転学するとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育長が特別の理由があると認めたとき。
- 2 学校給食費負担者は、前項の規定により停止していた学校給食を再開させようとするときは、同項に規定する学校給食（停止・再開）届出書により、その旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

（飲用牛乳の停止等）

第6条の3 学校給食費負担者は、当該学校給食費負担者に係る児童又は生徒への飲用牛乳を停止させようとするときは、牛乳（停止・再開）届出書（別記第3号様式）により、当該停止をさせようとする月における学校給食実施日の初日の5日前（休日を除く。）までにその旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

- 2 学校給食費負担者は、前項の規定により停止していた飲用牛乳を再開させようとするときは、同項に規定する牛乳（停止・再開）届出書により、その旨を校長を経由して教育委員会へ届け出なければならない。

第8条を次のように改める。

（学校給食費の減免）

第8条 条例第5条第1項各号で掲げる給付を受ける学校給食費負担者に係る学校給食費については、第6条の規定により算定した学校給食費（当該給付を受ける期間に係るものに限る。）の額の全額を当該学校給食費負担者の負担とし、このうち当該給付の額を控除した額を免除する。

- 2 条例第5条第2項の規定による学校給食費の減額又は免除（以下「減免」という。）をすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害等により学校給食費負担者に学校給食費を納付する資力がないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき。

- 3 前項各号に掲げる事由により学校給食費の減免を受けようとする者は、浦安市学校給食費減免申請書（別記第4号様式。以下、「減免申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は前項の規定による減免申請書の提出があったときは、その可否を決定し、浦安市学校給食費減免可否決定通知書（別記第5号様式）により当該提出をした者に通知するものとする。

5 教育委員会は、前項の規定により学校給食費の減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、浦安市学校給食費減免取消決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請により減額又は免除の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか教育委員会が学校給食費の減免を取り消すべきものと認めたとき。

別記第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第3条）

学校給食申出書（ 年度）

年 月 日

（宛先）浦安市長

学校給食法及び浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則に基づき、次のとおり申し出ます。また、学校給食を申し込みする場合、私（申出者）及び私の属する世帯の世帯員の住民情報、世帯の状況及び扶養の状況を浦安市が公簿等により確認することについて承諾します。なお、このことについて私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。

申出者 (学校給食費負担者)	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	児童又は生徒 との続柄	
	電 話 番 号	
児童又は生徒	学 校 名	浦安市立 学校
	学 年 ・ 組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	

学校給食の申出	1	学校給食を申し込みます。（アレルギー対応食等含む）
	2	学校給食を申し込みません。

第3号様式（第6条の3）

牛乳（停止・再開）届出書

（宛先）浦安市教育委員会

●学 校 名： 浦安市立 学校
●学 年 組： 年 組
●児童生徒氏名：
●保護者日中連絡先： ()
●保護者氏名：

停止又は再開希望月

年 月から

※変更を希望する月の初日の5日前（土日祝日を除く）までに学級担任へご提出
ください。

※既に牛乳が停止されている場合は提出の必要はありません。ただし、小学校か
ら中学校へ進学し、引き続き牛乳を停止する場合は、改めて提出する必要があります。

給食システム処理

給食主任
月 日入力

校内決裁

校長	教頭	担任
月 日決裁	月 日決裁	月 日受付

第4号様式(第8条第3項)

浦安市学校給食費減免申請書

年 月 日

(宛先)浦安市教育委員会

申請者 住所
氏名
電話番号 ()

学校給食費の減額又は免除を受けたいので、浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第3項の規定により次のとおり申請します。

申請理由		
申請に係る事実の発生日		
対象となる方		
フリガナ 氏名	生年月日	備考(学校等)
	年 月 日生	

第5号様式（第8条第4項）

浦安市学校給食費減免可否決定通知書

年 月 日

様

浦安市教育委員会

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

1 決 定

対象者	
減免期間	年 月分から 年 月分まで
備 考	

2 却 下
（理由）

別記第5号様式の次に次の別記様式を加える。

第6号様式(第8条第5項)

浦安市学校給食費減免取消決定通知書

年 月 日

様

浦安市教育委員会

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第5項の規定により、次のとおり取消を決定しましたので通知します。

対 象 者	
減免決定期間	年 月分から 年 月分まで
減免取消決定日	年 月 日
減免取消理由	

※減免決定期間のうち、すでに減免を受けた学校給食費については、遡及して納付するものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。